

○横浜国立大学教育学部附属特別支援学校 同窓会「ふようコスモス」会則

改正 平成 29 年 3 月 16 日

第 1 章 総 則

(名称と所在)

第 1 条

本会は、横浜国立大学教育学部附属特別支援学校（以下 本校という）同窓会「ふようコスモス」（以下 本会という）と称し、本校内(〒232-0061 横浜市南区大岡 2 丁目 3 1-3)におく。

(目的)

第 2 条

本会は相互の親睦を通して、会員の教養を高め、心身の健康推進を図るとともに、安定した社会生活を送れるように支援することを目的とする。

(活動)

第 3 条

本会の目的を達成するために次の活動を支援会の協力を得て、行うものとする。

- (1) 年に 1 回の定期総会を開催（役員を選出、事業計画、事業報告、予算承認等）。
- (2) 同窓会活動。
- (3) 会員相互の親睦と教養を高めるための行事と活動。
- (4) 学校行事への協力、本校教育への提言。
- (5) その他、本会の目的達成のための活動。

第 2 章 構 成

(会員等)

第 4 条

本会の会員は、次のとおりとする。

会員 本校を卒業し、卒業時に第 11 条の入会金を納めたもの。

また、会の円滑な遂行及び充実のために、次の要件を満たしたものについては、準会員及び賛助会員とする。

準会員 本校に在籍した事があり、青年教室事務局が入会を認めたもの。

賛助会員 正会員保護者、本校旧職員、または現職員で青年教室事務局が入会を認めたもの。

(役員)

第 5 条

本会の役員を次のとおりとする。

(1) 構成

名誉会長 1 名

会長	1名
副会長	2名
書記	2名
会計	1名

(2) 名誉会長には、現職の校長を充てる。

(3) 会長、副会長、書記、会計は、定期総会にて会員の中から互選し、任期を1年とし再任を妨げないものとする。

(支援会)

#### 第6条

本会の目的を達成し、会員及びその活動を支援するために支援会を組織する。会の構成員及び活動内容については、次のとおりとする。青年教室事務局、成人を祝う会、愛好会については、別途定めるものとする。

(1) 構成

名誉会長、青年教室事務局長、成人を祝う会保護者代表、各愛好会保護者代表

(2) 活動内容

毎年4月に会則、活動計画の合議及び月2回の学校施設開放の調整、必要に応じて細則等の合議を行う。また、必要な場合は臨時に開催することができる。その結果については、総会で報告をし、承認を得る。

(青年教室事務局)

#### 第7条

青年教室事務局の構成員及び活動内容については、次のとおりとする。

(1) 構成

青年教室事務局の構成員は次のとおりとする。学校担当者は除き、原則として新規卒業生保護者3名を2年任期とし、これに充てる。

事務局長	1名
局員	若干名
学校担当者	若干名

(2) 活動内容

本会の円滑な運営を図るために青年教室事務局をおき、総会の決議をもとに余暇活動である青年教室を年3回程度、企画運営の支援をする。また、準会員、賛助会員の認可、会員の名簿作成等を行うものとする。

(成人を祝う会)

#### 第8条

成人を迎える会員を対象とし、成人を祝う会会則に従い実施することができる。会計は独立し、原則同窓会には依存しないものとする。

(愛好会)

#### 第9条

本会会員及び準会員で構成される各愛好会をもち、各愛好会会則に従い実施できる。会計は独立し原則同窓会には、依存しないものとする。

### 第3章 会 計

(経費の支弁)

#### 第10条

本会の経費は入会金、寄付金、その他雑収入によってまかなうものとする。

(会費)

#### 第11条

会員は、入会金として6,000円を卒業時に納める。また支援会での合議を受け、総会の承認を受け、臨時会費及び各行事ごとの費用を徴収することができる。

(会計年度)

#### 第12条

会計年度は、4月1日より翌3月31日までとする。

### 第4章 変 更

(会則の変更)

#### 第13条

会則の変更等の決定は、支援会での合議をうけ、総会で承認を得る。

### 第5章 補 則

(補則)

#### 第14条

##### 1 顧問

本会に、顧問を置くことができる。顧問は、支援会の承認を得て会長が委嘱し、本会の運営全般にわたって会長の相談に応じるほか総会および支援会に出席して意見を述べることができる。

##### 2 監事

監事は、会務および会計が適正に執行されているか監査を行うとともに、支援会に出席してそれらを報告し、意見を述べるものとする。また、必要に応じて、総会で報告をする。

##### 3 細則

役員人事の発表は、本校ホームページ等にて行う。

この会則に定めない事項およびこの会則の実施に必要な細則は、支援会で合議し、総会で承認を得る。

附 則  
この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

# ふようコスモス組織図

